

オンライン上で利用登録
できるようになりました！

令和5年10月発行

病児保育事業のご案内

保護者の皆さまへ

三鷹市では、市内2施設において病児保育を行っています。病児保育とは、入院するほどではないものの、病気又は病気の回復期で保育園等をお休みしなければならないお子さんについて、一時的にお預かりするというものです。

ご利用を希望される方は、以下のとおり、事前に登録をお願いいたします。

利用できるお子さん

以下の要件をすべて満たすお子さん

1. 市内に住所を有しており、生後4箇月から小学校就学前までであること
2. 病気の回復期に至らないが当面の症状の急変が認められない又は病気の回復期にあり、医療機関等による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるため集団保育が困難であり、かつ、病児保育の利用が可能である旨の医師の診断を受けていること
3. お子さんの保護者が、就労等により家庭において育児を行うことが困難であり、かつ、他に保育を行う方がいないこと
4. 利用前に市へ登録申込をしていること

利用できる施設

施設名	あきやまルーム	ポピンズルーム杏林
利用可能日・時間帯	月曜～金曜 午前7時30分から午後5時30分まで	月曜～金曜 午前8時から午後6時まで
定員	4人	4人
住所	三鷹市下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3F	三鷹市新川4-11-17
電話番号	0422-24-7460	0422-24-2153
その他	利用当日は受診が必要のため、あきやま子どもクリニック（上連雀2-2-16）にお越しください。 あきやま子どもクリニック TEL: 0422-70-5777	事前にかかりつけ医を受診し、病児保育が利用可能である旨の診断書（診療情報提供書等）を入手し、当日提示してください。

- 利用できる日数は、原則として1診断につき**連続した7日以内**となります。
- 土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、また、実施施設の担当医が休診するときはお休みとなります。
- 利用に際し、予約方法、必要な持ち物等は、あらかじめ各施設へお問い合わせください。

利用料

利用料**1日2,000円**の他、**昼食代等の実費**がかかります。（実費については各施設へお問い合わせください。）

なお、生活保護受給世帯や非課税世帯、里親には減免制度があります。申請が必要になりますので、詳細は裏面をご確認ください。

事前登録から利用までの流れ

1. 病児保育予約システム「あずかるこちゃん」から登録する場合

(1) 事前登録

右QRコードから「あずかるこちゃん」にアクセスして、アカウントの作成と施設の登録をしてください。

LINEの友だち追加からも利用できます。



(2) 利用予約

「あずかるこちゃん」から施設の利用予約をします。

(3) 利用当日

利用料及びその他昼食代等の実費を施設に支払います。



2. 「あずかるこちゃん」を使用しない場合

(1) 事前登録

【提出書類】 「三鷹市病児保育事業利用登録申込書（様式第1号）」及び「三鷹市病児保育事業児童票（様式第2号）」

【提出先】 下記提出先のとおり（来庁・郵送いずれも可）

【登録後の流れ】 市にて内容を確認後、登録カードを発行、郵送にて送付します。

(2) 利用予約

施設へ電話にて利用予約をします。

あきやまルーム : Tel 0422-70-5777（あきやま子どもクリニックへ予約）

ポピンズルーム杏林: Tel 0422-24-2153

(3) 利用当日

登録カードを施設へ提出し、利用料及びその他昼食代等の実費を施設に支払います。

(4) その他

- 登録カード発行前に利用が必要になった場合は、施設に登録申込済みである旨を伝えることでご利用が可能です。
- 通園施設や緊急連絡先、勤務先等に変更があった場合は、速やかに「三鷹市病児保育事業利用登録変更届（様式第4号）」を市に提出してください。

利用料の減免および申請方法について

以下いずれかに該当する場合は、申請していただくと利用料（2,000円）が**無料**になります。

1. 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）
2. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯
3. 児童福祉法第6条の4に規定する里親
4. 当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分）の区市町村民税非課税世帯

<申請方法>

【提出書類】「三鷹市病児保育事業利用料区分確認申請書（様式第5号）」

【提出先】下記提出先のとおり（来庁・郵送いずれも可）

<申請後の利用の流れ>

市で審査の上、**結果通知書**を送付します。利用の際に**施設へ提示**することで利用料の支払いが免除されます。

利用を制限又は取り消す場合

以下いずれかに該当する場合、利用を制限又は取り消す場合があります。

1. お子さんが現に感染症の疾患を有し、他のお子さんに感染のおそれがあるとき。
2. お子さんの病状が重く、入院加療の必要があるとき。
3. 施設の利用定員を超えるとき。
4. 定員に満たない場合であっても、先に受け入れた方の疾患の状況等により、同一施設内での受入れが困難なとき。
5. 規定に違反する行為があったとき。
6. お子さんや保護者が実施施設の指示に従わないとき。
7. 災害その他の理由により施設が利用できなくなったとき。
8. その他市長が不適当と認めたとき。

提出・お問い合わせ先

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

三鷹市子ども政策部子ども育成課保育施設係（市役所本庁舎4階45番窓口）

Tel: 0422-29-9673（直通）

